

指定給水装置工事事業者制度に関する実態調査結果
(詳細版)

1. 変更の届出等について

1. 1 変更の届出数

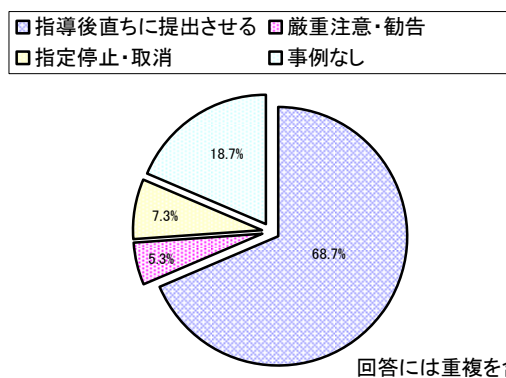
- 平成 11～16 年度の変更届出数は年々増加している (5,349 件→9,656 件)。届出で最も多いのは、給水装置工事主任技術者の氏名・免状番号の変更であり、平成 16 年度では 43.9% を占めている。

表－1 変更届出数の推移

	氏名・住所等	役員の氏名	給水装置工事 主任技術者の 氏名・免状番号	合計
平成10年度	619	489	6,069	7,177
平成11年度	1,153	960	3,236	5,349
平成12年度	1,489	1,277	2,971	5,737
平成13年度	1,809	1,471	3,075	6,355
平成14年度	2,110	1,716	3,444	7,270
平成15年度	2,361	1,875	4,136	8,372
平成16年度	3,131	2,284	4,241	9,656

1. 2 所在地変更届出が提出されていない場合の取扱い

- 事業所の所在地に変更があったにもかかわらず、所在地変更届が提出されていない場合の取扱いは図－1 のとおりで、指導後直ちに変更届を提出させているだけの水道事業者は 68.7% である。その一方で、指定取消を含め何らかの処分を行っている水道事業者は 12.5% あった。



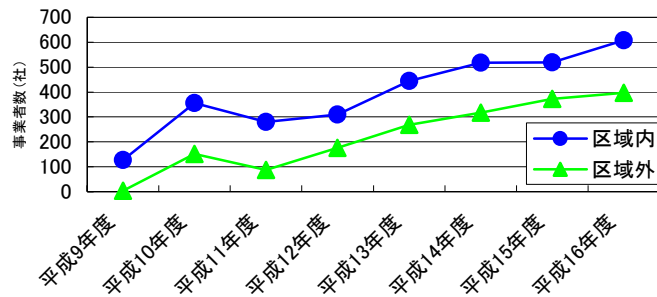
図－1 変更届出が提出されていない場合の取扱い

1. 3 定期的な所在確認

- 指定給水装置工事事業者の定期的な所在確認を行っている水道事業者は 5.6% に過ぎなかった。また、その確認の実施方法と頻度は年に 1～2 回電話による確認等であった。

1. 4 廃止届出の受理数

- ・廃止届出の提出があると回答した水道事業者は 77.5%であり、平成 10～16 年度の廃止届受理件数は 4,532 件であった。これは、1 事業者あたりに換算すると 5.97 件受理したことになる。

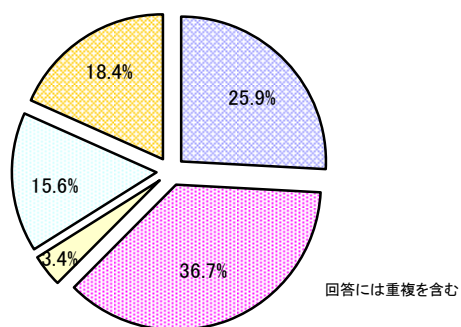


図－2 廃止事業者数の推移

1. 5 廃止届出が提出されていない場合の取扱い

- ・事業を廃止しているにもかかわらず、廃止届出が提出されていない場合の取扱いについては、職権で廃止している場合が 25.9%、提出するように通知している場合が 36.7%となっている。その一方で、廃止届出が出ない限り指定取消しを行わない、実際に廃業しているかの確認が難しく状況がわからない等の理由で放置している場合が 15.6%あった。
- ・また、事業廃止の事実確認のため、現地確認をしたり、法務局から登記簿謄本を取り寄せたりと確認作業に時間を要するという意見があった。

□職権で廃止 □提出するよう通知 □広報誌・ホームページ等から削除 □放置 □事例なし

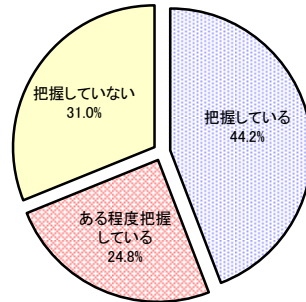


図－3 廃止届出が提出されていない場合の取扱い

2 指定給水装置工事事業者の実態把握

2. 1 指定給水装置工事事業者ごとの工事件数の把握

- ・指定給水装置工事事業者ごとの給水区域内の工事件数について、把握している、または、ある程度把握している水道事業者の割合は 69.0%であった。



図－4 工事件数の把握状況

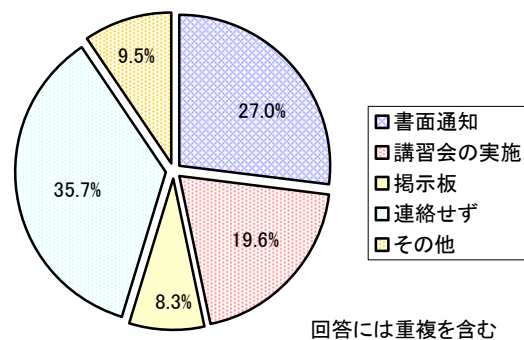
2. 2 違反による評価制度の有無

- ・指定給水装置工事事業者の違反による評価制度がある水道事業者は 7.8%であった。評価制度の具体的内容とその活用方法は、指定給水装置工事事業者審査委員会に処分について諮問する、違反点数制により処分を行う等であった。

3 指定給水装置工事事業者との連携

3. 1 関係法令の制定・改定の周知

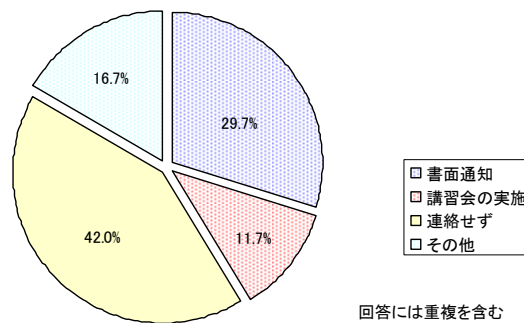
- ・関係法令の制定・改定の周知方法は図－５のとおりで、書面通知によるものが最多で 27.0%、次いで講習会を実施するものが 19.5%であった。また、3 分の 1 を超える水道事業者は、関係法令の制定・改定があっても指定給水装置工事事業者に連絡していないことがわかった。
- ・書面通知の場合、書面の到達率は 70.1%であった。
- ・講習会を実施した場合、出席率は給水区域内 13.9%、給水区域外 6.1%であり、区域内、区域外にかかわらず出席率は低い。
- ・その他の方法として、給水工事申請時に指導、ホームページへ掲載、管工事組合を通じて周知、FAX で通知等があった。また、給水区域内の指定事業者のみに連絡という事業者も見られた。



図－５ 関係法令の制定・改定の周知方法

3. 2 指定給水装置材料の変更、新工法の通知

- ・指定給水装置材料の変更、新工法の通知についても、書面通知によるものが最多で 29.7%であった。また、4 割以上の水道事業者が指定給水工事事業者へ連絡をしていないことがわかった。
- ・書面通知の場合、書面の到達率は 69.4%であった。
- ・講習会を実施した場合、出席率は給水区域内 32.8%、給水区域外 13.3%であった。
- ・その他の方法として、掲示板に掲示、給水工事申請時に指導、ホームページへ掲載、管工事組合を通じて周知、FAX で通知等があった。また、給水区域内の指定事業者のみに連絡という水道事業者も見られた。



図－6 材料の変更、新工法の通知方法

3. 3 定期講習会

- ・指定給水装置工事事業者を対象とした定期講習会を実施している水道事業者は 12.8%であった。実施状況は、年平均 1.11 回開催しており、その出席率は給水区域内 37.2%、給水区域外 16.9%であった。

3. 4 新規指定時の講習会

- ・指定給水装置工事事業者の新規指定時に講習会を実施している水道事業者は 22.1%であった。その出席率は給水区域内 30.6%、給水区域外 30.2%となっており、給水区域内外での差はほとんど見られない。

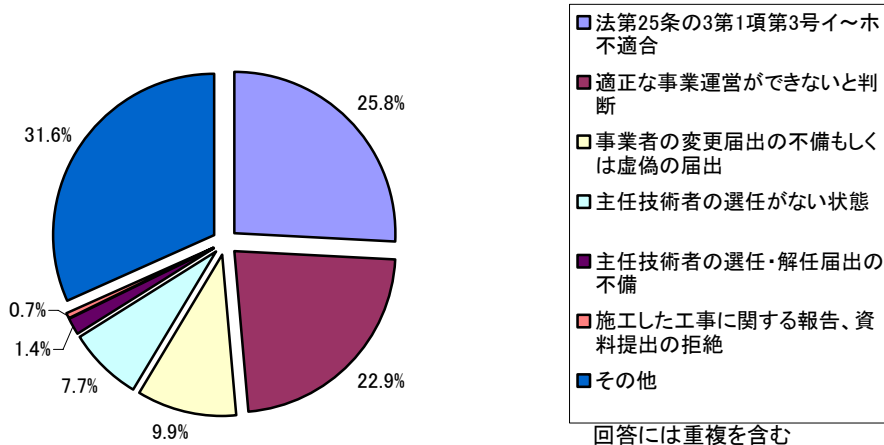
3. 5 配水管分岐部の施工（穿孔等）についての指導

- ・配水管分岐部の施工（穿孔等）について立会い等による指導を行っている水道事業者は 61.1%であった。その指導方法は、水道事業者による現場立会いが最多で、その他、水圧試験の実施、指定後初の穿孔工事を行う事業者に対してのみ立会いし指導等となっている。

4 指定取消

4. 1 指定取消事例の理由

- ・指定取消事例の理由は図－５のとおりで、法第25条の3第1項第3号イ～ホ不適合と適正な事業運営ができないと判断という2つの理由で全体のほぼ半数を占めた。
- ・その他の理由には、会社の倒産、水道法施行規則に定める機械器具の不備、不正・無届で工事を施工等があった。



図－7 指定取消事例の理由

4. 2 法的な指定取消要件に該当しながら指定取消しを行っていない事例

- ・法的な指定要件に該当していても、指定取消を行っていない事例があると回答した水道事業者は7.8%であった。取消しを行わなかった理由としては、連絡先が不明なため正規の指定取り消し手続きを執行できない、指定を取り消す前に一定期間指定効力停止を行うことを規程で定めている、といった回答が見られた。

4. 3 指定取消運用基準の策定の有無

- ・指定取消の具体的な運用基準を策定している水道事業者の割合は41.4%であった。

4. 4 違反に対する措置規定の有無

- ・条例等で指定給水装置工事事業者の違反に対する措置規定を設けている水道事業者の割合は45.5%であった。